

■日時 平成28年5月24日（火） 午前9時00分～10時57分

■会場 久喜宮代清掃センター 大会議室

■出席者

委員	出席	高柳英雄、伊東弘、小山康弘、遠藤政雄、染谷福一、西谷美春、松村清子、雨宮 隆、稲葉澄子、見山弘二、久保勝以知、茂田庸子、貞方登志夫、柿沼かつ江、佐々研治、名合司寛、築井山信義 以上17人
	欠席	関 直子、浅倉孝郎、角田利夫 3人
久喜宮代衛生組合		白子事務局長、藤井業務課長、加藤菖蒲清掃センター所長、月安八甫清掃センター所長、鈴木業務課長補佐、野口業務課収集料金係長、赤羽業務課減量推進係長、山内業務課減量推進係主査

■会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 委員紹介
4. 副会長の選出について
5. 議題
 - (1) 意見交換
 - 諮問事項「資源物の回収（集団回収と公共回収）のあり方について」
6. その他
7. 閉会

■配布資料

- ・ 次第
- ・ 資源集団回収移行スケジュールについて（事務局案）（資料1）
- ・ 埼玉県内市町村の資源集団回収団体に対する紙類・衣類報償金額一覧（資料2）
- ・ 廃棄物減量等推進審議会委員名簿（資料3）
- ・ 席次表
- ・ 月刊廃棄物4月号から5月号
- ・ 循環経済新聞
- ・ 2016NEW環境展特別招待券
 - ※「月刊廃棄物、循環経済新聞及び2016NEW環境展特別招待券」は、浅倉委員から提供されたもの

■傍聴人数 1人

■会議録

時刻	議 事	内 容
9:00	1. 開会	<p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 皆さま、おはようございます。 ・ 本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 ・ 審議会の開催にあたりまして、会議の成立について確認をさせていただきます。 ・ 本日の出席委員は17名でございますので、定員である20名の2分の1を超えております。よって久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会開催要綱第5条第2項の規定により、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。 ・ なお、浅倉委員、関委員、角田委員におかれましては、本日、所用により、欠席とのご連絡をいただいております。皆様によりしくお伝えくださいとのことでしたので、ご報告申し上げます。 ・ また、本日の審議会の傍聴人数については現在1名となっておりますことも、あわせてご報告申し上げます。 ・ それでは開会にあたりまして、会長からごあいさつをいただきたいと思っております。高柳会長、よろしくお願いいたします。 <p>－会長あいさつ－</p>
	2. 会長あいさつ	<p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。 ・ はじめに、本日の流れをご説明させていただきます。 ・ 本日は、諮問事項の審議に入る前に、松永副会長が退任されたことに伴う後任の副会長の選任をお願いしたいと思っております。その後、前回に引き続き資源物の回収（集団回収と公共回収）のあり方について、ご審議をお願いしたいと考えております。 ・ 続きまして、配布をさせていただいております資料の確認をさせていただきます。 <p>※資料確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 資源集団回収移行スケジュールについて（事務局案）（資料1）

		<ul style="list-style-type: none">・久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会運営要綱第2条において、審議会には副会長を2名置くこととなっておりますが、副会長を務めていただいております松永委員が退任されたことによりまして、現在副会長職が1名空席となっております。・つきましては、空席の副会長1名の選出を行いたいと思いますが、どなたか立候補やご推薦などのご意見がございましたら、ご発言の方、よろしく願いいたします。 <p>(茂田委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・推薦させていただきたいのですが、久保委員さんをお願いできたらと思うのですがいかがでしょうか。色々ご存知ですし、色々なこうした役もやられておられまして、色々頑張ってもらってる方だと思いますので、私は推薦させていただきたいと思います。宜しくお願いします。 <p>(久保委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・久喜地区の久保ですが、私は推薦といたしまして、前任の副会長も女性だったので、やはり後任も男女の比率ではないですけれども、商工会の方の見聞の広い西谷委員さんを推薦したいと思います。これからの発展の為にお願いしたいと思います。西谷委員さんを推薦いたします。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none">・ただいま、茂田委員から久保委員を副会長職にということでご推薦がありました。当の久保委員は私でなく女性の中から西谷委員を副会長にと、こういうお話がございましたので、久保委員のご意見を皆様方にお諮りしようかと私は考えております。・茂田委員が久保委員をというお話があって、久保委員が西谷委員をということですから、決して茂田さんの推薦も無にすることはできないと思いますが、当の久保委員がただいま西谷委員を推薦するというご発言がございましたので、皆様方のご意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。 <p>—「異議なし」という声あり—</p>
--	--	---

	<p>5. 議題 (1) 意見交換 諮問事項「資源物の回収（集団回収と公共回収）のあり方について」</p>	<p>(高柳会長) ・ただいま異議なしというお話がございましたので、西谷委員、宜しゅうございますでしょうか。</p> <p>—了解—</p> <p>(高柳会長) ・ありがとうございます。それではご了解をいただきましたので、副会長は西谷委員と決定させていただきます。</p> <p>(高柳会長) ・それでは、西谷副会長に就任のあいさつをいただきたいと思えます。</p> <p>—西谷副会長就任あいさつ—</p> <p>(高柳会長) ・ありがとうございました。</p> <p>(高柳会長) ・引き続きまして、次第の5番でございます。議題「資源物の回収（集団回収と公共回収）のあり方について」の審議に入ります。 ・これまでの審議では、前回の審議会までに、今後久喜宮代衛生組合の資源物の回収の目指すべき方向性を「資源集団回収事業に統一する」こととし、進め方として、最初にモデル地区を設定し、複数の方式で実証実験を行うということで意見の集約が図られたところでございます。 ・本日は、前回審議会の最後に、今後のスケジュールについて事務局案を提出願いたいという意見があったことから、事務局の方で資料を作成し、配布させていただいております。また、併せて資料2として、県内市町村の報償金単価の一覧を配布してございます。 ・はじめに、この資料の内容について、事務局から説明を願います。</p> <p>(赤羽減量推進係長)</p>
--	---	--

		<ul style="list-style-type: none">・ それでは、改めましておはようございます。・ 私の方から本日の資料について説明をさせていただきます。・ 最初に「資料1 資源集団回収移行スケジュールについて（事務局案）」の方をご覧になっていただきたいと思っております。・ こちらのスケジュール案ですけれども、まず、一番上に書いてございますゴールの設定についてから説明をさせていただきます。・ 私ども事務局では、ゴールの設定として、平成34年度末までに各清掃センターにモデル地区を設定して実証実験を行い、結果をまとめるとさせていただきます。・ 皆様もご承知のことと思われませんが、ごみ処理に係る業務については、平成35年度から構成市町の久喜市・宮代町で行うこととなっております。・ 衛生組合で業務を行う平成34年度までに、管内全域の資源の回収を資源集団回収に移行することは、現行での資源集団回収団体の普及割合からすると現実的ではなく、また、実証実験も4年程度の実証期間が必要と考えております。・ 仮に実証実験を3年とし、その後100%移行するとしても、1～2年で100%移行を完成するのは難しく、移行段階で久喜市・宮代町に業務が引き継がれるおそれが高いと思われまして。・ ただでさえ業務実施主体の変更という混乱が生じやすい状況の中、移行業務を引き継ぐとなると、行政と住民の間で大きなトラブルが起こるおそれがございます。・ このため、衛生組合では平成34年度までにモデル地区の実証実験の実施及びその結果の検証を行い、それを久喜市・宮代町に引継ぎ、構成市町で全域化への検討を行ってもらうのが妥当と考えております。・ 次に下段にあります表の方、具体的なスケジュール案でございます。・ こちらの方は皆様方から答申をいただく時期にもよりますが、平成28年度中は答申を受けた後に、答申内容に基づきモデル地区の実施方式及びモデル地区募集の条件の検討を行う予定でございます。・ その後、平成29年度4月から8月までの間に、現行委
--	--	---

		<p>託業者への説明、現行資源回収登録業者への確認・調整を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・現行委託業者への説明については、実証実験の全体的な説明を行うほか、実証実験のモデル地区では行政回収を行わないことから、その分委託料を減額することとなりますが、そのことにかかる調整を行う予定でございます。・また、現行資源回収登録業者への説明についてですが、この資源回収登録業者というのは、現在資源集団回収は登録業者制になっておりまして、公共回収で行っている委託業者とはまた別の業者が回っているわけなのですけれども、そちらの資源集団回収の方の登録業者という意味でございます。・資源回収登録業者への説明については、同じく実証実験の全体的な説明を行うとともに、衛生組合で実施する予定の実証方式、おそらくは資源集団回収100%の実績がある横浜市方式と新座市方式になろうと思っておりますが、それらの方式で業者として対応が可能かどうかの確認をさせていただきます。・こちらの方は、今実際に公共回収を行っている委託業者と違いまして、中には零細企業とかもございまして、そちらの方で対応可能かどうか、そのような事を聞くという意味でございます。・その結果、業者が対応できないという場合には、再度方式の検討を行いまして、最終的にモデル地区での実証方式を決定いたします。・実証方式が決定いたしましたならば、実証実験を行うための要綱整備及び久喜市・宮代町担当課への説明及び協力依頼を行う予定でございます。・それらの整備が終了した後、9月に久喜市及び宮代町の区長会の席で、実証実験の説明及びモデル地区の募集を行う予定とさせていただいております。こちらの方のモデル地区の募集というのは、その席でこのような事をやりますのでモデル地区の方に手をあげていただければと募集いたしますというような意味でございます。・その後、表の1ページの一番下のところの9月から12月までの期間をモデル地区の募集期間といたしております。・ページをめくっていただきまして、裏面の方、29年の
--	--	--

		<p>1月から3月までの間に、モデル地区の決定、委託業者への実証実験期間のモデル地区行政回収停止の調整を行い、また、要望があれば住民説明会も開催する予定でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、同時に公共施設への資源回収ボックスの設置検討の方も行いたいと考えております。ただし、久喜市・宮代町の施設への設置については、場所の確保ですとか、そのボックスを誰が管理するのかなど構成市町との調整が必要となっておりますので、そちらの方の関係部署と協議いたしまして設置の可否も含めた検討となる考えでございます。 ・それら必要な事項を整理した後、平成30年4月1日から実証実験を開始する予定でございます。 ・その後、年度ごとにモデル地区や回収業者から意見聴取を行い、必要に応じ制度の見直しを実施していく予定でございます。また、実証期間中に新たにモデル地区になりたいという団体、区や自治会から手が上がった場合には、モデル地区の追加についても検討していくところでございます。 ・最後に、表の一番下ですが、平成34年度に実証実験の結果のとりまとめ及び分析を行い、そちらを市町に報告いたしまして、業務を引き継いでいただくというものでございます。 ・こちらの方が、「資料1 資源集団回収移行スケジュールについて（事務局案）」の説明となります。 ・続きまして、「資料2 埼玉県内市町村の資源集団回収団体に対する紙類・衣類報償金額一覧（第3回審議会資料アンケート回答から）」について説明をさせていただきます。 ・こちらの資料につきましては、タイトルにもございますように、第3回審議会資料1としてお配りしました「資源回収に係る県内自治体調査集計結果」の報償金単価の項目の内容を表として整理したものでございます。左上から番号が振ってありますが、埼玉県内の市町村で資源集団回収の報償金単価の高い順に掲載をさせていただきます。 ・この表に記載しておりますとおり、県内市町村の報償金単価の平均額は、右下の方に書いてございますが4.7円、久喜市・宮代町については県内でも高い、実際6番、
--	--	--

		<p>7番と書いてありますが、5番の草加市も同じ金額ですので5～7番ということになりますけれども、県内でも高い報償金単価設定となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかしながら、一方で現行の今活動されている資源集団回収団体の中では、高齢化等に伴う人員不足の声も聞こえてきており、現在の高い報償金単価による収入確保というメリットにより団体を引き留められているという側面もございます。ここで単価を引き下げますと、資源集団回収事業からこれを機に撤退するというような団体が出てきて、資源集団回収の土壌が崩壊するおそれもございます。 ・これらの件を踏まえ、皆様にご意見をいただければと考えております。 ・なお、こちらの方につきましては、事務局としては明確に何円にすべきというところまでは求めておりませんので、引き下げ、現状維持、引き上げ等今後取るべき方針についてご審議をいただければと考えております。 ・資料2に関する説明は以上となります。 ・なお、もう一つ、資料3として審議会委員の名簿の方を配布させていただいております。ですけれども、こちらの方は先ほど自己紹介もございましたことから、こちらの説明につきましては割愛させていただきます。 ・私からの説明は以上となります。宜しく願いいたします。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。 ・ただいま、事務局から、資源集団回収移行への事務局スケジュール案と報償金単価についての説明がございました。 ・この2点については、論点が大きく異なりますことから、順番に意見をお聞きしたいと思います。 ・それでは、最初に資源集団回収移行への事務局スケジュール案について、意見のある方は発言をお願いいたします。また、資料に関する事務局への質問についてもお受けいたします。 ・なお、発言の際は、挙手いただき、必ず氏名を言ってから、発言してください。 それではどうぞ。
--	--	---

		<p>(小山委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・一点、モデル地区の選定で、どのくらいの規模というか、それぞれ久喜市、宮代町両方あると思うのですけれども、どれくらいの規模をモデル地区として設定するのかお聞きしたいと思います。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none">・ただ今、小山委員からモデル地区はどのくらい設定されるのかというご質問がございました。現在、事務局の方で考えているのは、久喜市の久喜地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区、宮代町の合計5地区、それぞれの地区において、各数箇所実施できることが理想と考えております。ただし、菖蒲地区や久喜地区など、これまで区や自治会で資源集団回収をほぼ行っていない地域がございます。そういった所もございますので、実際に手を挙げていただけるか不透明な所におきましては、最低でも1地区以上設置できればと考えておりますので、宜しくお願いいたします。 <p>(久保委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・資料1で29年度の8月に行政の方の久喜市・宮代町の担当課への説明、9月に区長会での説明とありますが、この辺で、前回指定袋の時、だいぶ区長会での説明で区長から表現は悪いですがけれども反発があったということをお記憶しているのですけれども、これで今回のテストはモデル地区なので、料金がかからないからなのかと思いますが、衛生組合の議会への説明というのですか、決議はいらぬと思うのですけれども、その辺の衛生組合の議会の方への全体説明会はどうなのか。これはちょっと入っていないのでひとつ。・あともう1点が、裏のページで公共施設への回収ボックスの設置の検討、これは自治会未加入者への対応と、ここは一步前進で評価するのですけれども、その次の「モデル地区外住民にも排出ルートが増えるメリットがある」というのは、モデル地区外、自分の住んでいる所が行政回収地区もしくは集団回収などでも近くに公共施設があるからといってそちらに持って行っても良いという解釈なのでしょうか。以上2点です。
--	--	---

		<p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none">・それでは、まず私の方からボックスの関係について少しご説明させて頂きたいと思います。・確かにこちらの資料1の方で、裏面の「公共施設への資源回収ボックス設置検討」というところで、「自治会未加入者への対応、モデル地区外住民にも排出ルートが増えるメリットがある」というように記載させていただいております。ただ、こちらの方は内容の検討結果によってちょっと変わってくると思います。・具体的に申しますと、今回モデル地区でやるわけなのですが、ではそちらのボックスを設置する場所をどこにするかというので、モデル地区の近くの公共施設、公民館とかそういった所に設置するのか、もしくは例えば久喜市や宮代町の役所役場といった官公庁に置くか、これによって性質は大きく異なってきます。もしも官公庁、それぞれの本庁舎とかに置くとなれば、モデル地区の人だけ出してください、他の人はだめですよというわけにはいきませんので、その場合にはこちらの方はモデル地区外住民にも排出ルートが増えるメリットということになってくると思います。ですけれども、あくまでモデル地区の自治会未加入でしかも自治会に出せない・出たくないという方への対応ということだけで考えるならば、その地区が属する公民館だけ置くという考え方も出てきます。そちらの方は検討の結果によって性質が異なるということでご理解いただきたいと思います。宜しく願いいたします。 <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none">・それでは1点目の議会への説明をされるかというご質問に対してご回答いたします。・特に今までは議会に対して説明はしておりませんでしたけれども、今回は特に答申結果については公共回収から集団回収に100%移行を目指すということですので、議会の方にも報告といいますか、説明の方はさせていただく予定でございます。よろしいでしょうか。 <p>(久保委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・分かりました。
--	--	---

		<p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・先程の小山委員の質問と少し関連するのですが、この集団回収をどこであれモデル地区を設定して実施するんだということなのですから、そのコンセプトをまずやる上において、当初従前の資源回収ということで、離村部の所だとか、マンションの所とか、商店街だとか、色々と地区が点在しているのですね。そういった中で縷々この久喜宮代を全地区集団回収ということで平成34年度以降は移行していくんだということですから、ある面では今までの5地区に絞るのではなく、その辺のコンセプトをもう少し広く、この久喜宮代に当てはめて、離村部の所とか、マンションの所、商店街の所とか。そして従前やっている所はこうでしたよとか、また新たにやるんだとか、そういうふうのひとつの強弱がっていると、その答えが非常に資料としてまとまったときにひとつの大きな資料になるのではないかと、そういうふうにするのですね。ですから、ある面ではこの資源集団回収移行スケジュールということでの素案というのは色々な考え方があると思うのですが、やはり従前の合併前の地区に移行するのではなく、この久喜宮代ということで、そういうコンセプトの中でやっていくというのも一つの手法かなと。・それとあともう一つは、モデル地区募集の条件の検討ということではなく、これは委細廃棄物減量等推進員という各地区から委員さんが出ていると。そういったところに話を持ちかけて、そして広く今から推進員や何かの方の声を還元しながらスケジュールというものも当てはめていくと、さらにやった時に広く浸透していくのかなというような気がしましたので、これも参考になればと思いますので私の意見を言わせていただきました。以上です。 <p>(貞方委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・質問なのですから、モデル地区募集とありますけれども、具体的にはどういう単位で考えておられるのか。例えば菖蒲地区でしたら行政区が確か30ありますけれども、行政区ごとに単位として募集するのか、あるいはもっと違った単位なのか、お考えがあれば伺います。
--	--	--

		<p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none">・私ども事務局の方で考えているところでは、行政区単位、宮代町の方は行政区ではございませんので自治会単位ということで考えてございます。理由といたしましては、将来的に資源集団回収に100%移行するとなった場合、地区がかっちり決まっていらないような団体の方に任せずるとなりますと、資源が実際には回収されない空白地域が出てきてしまう可能性がございます。ですのでこちらの方は区割りがかっちりとしている行政区をベースに考えるということで考えております。ただし、現在久喜市の方で組織されているコミュニティ協議会ですとか、そういった区の連合で今実際に活動されている資源集団回収団体さんなどもございます。そのところで区の連合体として区域が決まっているような団体については、区の上位組織というような扱いでそちらの方をお願いすることもよろしいのではないかなというように今この所事務局では考えているところでございます。 <p>(名合委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・モデル地区のことで、どのような手法というのですか、例えば宮代町だと回収団体が16で久喜市だと69ありますよね。そのような場合に例えば宮代町は少ない回収団体なのですが業者を選定するときどのような対象というのですか、いわゆる久喜市の回収団体も混ぜてやるのかとか、具体的にモデル回収と言ってもどのように具体的にやるのかちょっとはっきりイメージとして湧かないのですね。もう一つはスケジュール案で住民に対して周知していくのですけれども、答申が出ていないのでいつどの段階でというのはなかなか難しいと思うのですが、住民に対し、資源集団回収に移行しますと、それについてモデル地区の実証をやりますとか、そういうような流れというのですか、住民に対するPRがどこら辺から入ってくるのかそれがちょっと分かりませんので、回答していただきたいと思います。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none">・それでは、名合委員からご質問のありました2点のうち、まず最初の方のモデル地区の方式とかそこら辺がいま
--	--	--

		<p>いち見えてこないというふうなお話だと思われま。現在のところ事務局の方で考えているのは、前回の審議会の時に、複数のやり方でやりましようみたいな回答の方をさしあげてございま。こちらの方は、まず複数の方式といっても最終的には2つか3つに事務局の方で絞らせていただきたいと思っております。業者の方もこれで対応できる業者、この方式だと対応できる業者というのをピックアップいたしま。区長の方は、あくまでこちらの方は考えですけれども、区長さんのところに9月の時に説明させていただくという段階で、現在の所モデル地区でやる方式については、第1案、第2案、第3案と、このようなものがございますと。そちらの方に対応できる業者の方もこちらからお教えいたしますと。それで今の所考えているのは、区長さんの方に、では自分達で手を挙げるとして、方式をこちらから割り振るのではなくて、自分達がこの方式であればやれま、ですのでやりますという、区長さんの意見の方をお聞きしたいと考えております。あくまでこちらの方が強制的にやってくれというのではなくて、まずは自治会の方から手を挙げていただく際に「自分達はこの方式でやります」と言わせていただくということと考えているところでございま。</p> <ul style="list-style-type: none">・あと、住民への説明ということでございま。こちらにつきましては、先ほどの資料の方では住民説明会というふうなことがございま。こちらの方は区でやりますので区単位での住民説明会、区の中にいくつか班があっていくつかやってくれというのでしたらそのような住民説明会の方を行わせていただく予定です。ただ、全域の方にどのように広報するかというのにつきましては、ちょっとこちらの方はまだ検討させていただきたいと考えております。また、同時にカレンダーの方にどう表記するかとかそこら辺の問題は多々あるかと思いますが、そちらの方につきましては正直今の所まだ結論が出ていないところでございま。そのようなお答えになつてしまいますが、宜しくお願いいたしま。 <p>(小山委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・今お聞きしますと、5地区となりますと、菖蒲の場合は34区ありますね、久喜だとかなり多いと思いま。そ
--	--	--

		<p>の中で5地区というと少ないんじゃないかなと思うのですけれども。菖蒲の場合はちょうど良いのかなと、行政区が34区で、三箇、菖蒲、新堀、小林、栢間と5地区ありますから、5地区でちょうど良いのではないかなと思いますけれども、これは将来的に全部移行しますよと考えた場合には、早く手を挙げてしまった方がスムーズに移行しますので、もう少し説明にはよりますけれども、最初から5地区と限定しないでもう少し多く募集しては。業者も5地区では少ない、もうけが出ないなどとなると、5地区ではなくもっと広げて良いのではないかなと感じたところです。</p> <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今小山委員から5地区ということでございましたけれども、こちらの方は最初にも申しましたが久喜市の久喜地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区、宮代町の合計5地区の各地区で複数あるのが望ましいというようなことです。各地区内でそれぞれ5団体ということではございません。また、モデル地区は複数あるのが望ましいことから、5団体以下しかやらないということでもございませんのでよろしくをお願いします。 ・あともう一つご説明させていただきますと、複数の方式でモデル地区の方をやるというお話をさせていただきました。ですけれども、当然100%移行する時には、その複数の方式でやった結果をもって最良の方式で統一して移行するというようなことになろうと思います。ですから、モデル地区で方式がA方式B方式C方式であったとしても、実際に100%移行するときにはA方式を採ったとすると、B方式C方式をやっていた所は方法が変わってしまうというようなこともございます。そこら辺を了承いただいたうえでやっていただくというようにしないと、早くから手を挙げていただいて、その地区内ではそういった方式が浸透するかもしれませんけれども、実際に100%移行する時には違う方式だとなってしまうこともございますので、そこら辺は説明の所は確かに重要になってくるのかなと考えております。 <p>(佐々委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1について、今皆さんからの色々とお話のなかで、
--	--	---

あらかた説明はされたのではなかろうかと思います。ちょっと重なるところもあろうかと思いますが、今ごみ・資源については、元々排出する集積所といいますか、この管理は行政区・自治会でやっております。したがって9月に区長会で説明するというごさいすけれども、なかなか短い時間で一回ですと、なかなか急に理解はできないと思いますので、先34年、35年ですから長いですが、できるだけ方向性をしっかり地域の代表の方にまず理解していただき、そして広く住民の方に理解してもらうのには、かなり繰り返しご案内しなければならないと思います。その辺のところを色々配慮・考慮していただければと思います。最初から100%ベストというのはなかなか無かろうかと、途中で変更や軌道修正しなければならないこともあろうかと思っておりますけれども、その都度その辺はきめ細やかな対応をしていく必要があろうかなと思います。以上です。

(久保委員)

- ・今佐々委員から要望が出たので、私も要望なのですが、モデル地区募集の時は要望があれば住民説明会に出向くようなことで、うちの方も自治会で台所資源をやった時に、あの当時の記憶だと2～3年で全面移行するようなイメージで受け取ったので、どうせ台所資源が全域になるのだから早い時からやって住民が慣れた方がよいよということで、第1回の募集で手を挙げた地区なのですよ。ところがいまだにモデル地区とかテストの延長線上にあるわけですね。ですからここで区長会なんかの説明でゴールの設定、この辺を力説していただければ、うちの方の班長会や何かの場合に区長の説明も容易じゃないのかなと思うので、平成35年度から新菖蒲の清掃センターの方に移行するというのは、全員が話をすると知ってなさそうなので、住民にゴールの設定というところは見えているんだよと。先ほども言った通りに台所資源の二の舞を踏まないよという要望です。宜しくお願いします。

(染谷委員)

- ・モデル地区の実施方式の部分なのですが、今資源集団回収というのは公共回収と重なりと対象外となるので、大

		<p>体他の曜日にやっていると思うのですが、このモデルの実証実験に入るところは、通常のごみ収集の月曜日から金曜日の空いている曜日で実施して良いのかなと思ったりするのですが、その辺はいかがでしょうか。</p> <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらにつきましては、まず前提としてモデル地区で実証するのは資源集団回収に100%移行してうまくいくのかどうかの実証実験ですので、実際にモデル地区で手を挙げた所は紙類・布類の公共回収は停止することになります。ですのでそもそも公共回収の日が無くなりますので、資源集団回収の日にちの設定はいつにしても問題はないということになると考えております。 <p>(名合委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認なのですが、現在既存の資源集団回収をしている団体に対しては、資料2で久喜宮代では7円を報償金として出しているのですが、今度今言ったいわゆる集団回収に全面的に移行した場合には、既存の今現在やっている資源集団回収団体に対しての報償金は無くなってしまおうということに理解してよろしいのでしょうか。 ・それともう1点、資料2を見ますと非常に報償金のキロあたりの額が高いところでは10円から安いところでは白岡市の1円ということに凄い格差があるのですけれども、これはやっぱり公共回収とか集団回収に対する考え方の違いで差があるのか、全然関係がないのか、その辺が分からないところなのですが。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今名合委員からご意見いただきました。ちょっと資料2の方に入ってしまったのですが、こちらの方、資料2の意見交換のところでご説明する予定ではあったのですが、まず、実際に資源集団回収に100%移行した時に現行の、おそらく名合委員がおっしゃっているのは子供会ですとかPTAですとか、そういった既存の団体のことをおっしゃっていると思いますけれども、そちらの方の報償金はどうなるのかというようなお話だとお受け取りいたしました。こちらにつきましては、先進地である横浜市や新座市につきましても、同じ金額
--	--	--

		<p>の報償金を出しているということでございました。つまり、集めた量に対して格差を設けずに同じ金額を出しているということでございまして、ちょっと今の所私どもの方もその方式なのかなというようなことで考えてございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あと、表の方で高いところ低いところいくつかあると。そのところはこういった考えなのかというところですが、考えの方は直接聞いたわけではございませんので何とも言えませんが、確かに資源集団回収に対する考え方の違い、また財政でどれくらい出せるかというようなことも関係してくるかと思えます。こちらの表の方をよくよく見ると、単価はいくらだけれども上限いくらまでというように決めているところもございまして、蓮田市のように予算額いっぱいまでしか出さないよというようなところもございまして。財政的な側面から支出を極力抑えようと考えている団体につきましては、やはりちょっと単価は低くなっているところはあると思えます。 <p>(佐々委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名合委員から今、既に資源集団回収をやっているところで、それが移行した時にどうなるのかというお話がありました。ちょっとそれに該当して話せば長くなるのですが、既に私どもは集団回収を行っております。これを新たな体制・組織ができたから辞めてください、無くなりますというのも、急にはできないと思えます。それを認めていただきながら、合わせて新たな団体さんは団体さんで進めて頂きたいというように考えております。そのこと一点だけです。 <p>(染谷委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ今の報償金の関係ですが、団体が集団回収をしても、集団回収をするのは家庭から出たごみです。ごみ処理は確か市町村の仕事だと思うのですね。団体回収をしても報償金を出さなかったら、市町村は住民に押し付けるという形になってしまうので、これは当然行政の方で応分の負担をしていただかないといけない。報償金が無くなるというのは、もしそういうことならば団体回収は一切進まないと思うのですね。税金を払わないようなものですから、住民は。いかほどのものが良いのかという部分
--	--	---

		<p>ですけれども、それは行政でやったのよりは、行政も少し安く、住民もそれなりの利益を得ると、そんなところが落としどころだと思うのですが、この表を見ると東部地区、東京に近い所が高く、春日部市は安いけれども、早くから始めたのかどうかは分からないですけれども、そういうような所が単価的には落としどころなのかなと。基本的には行政の責任だというのは間違いないのですね。その辺確認です。</p> <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none">・先程染谷委員から、そもそもごみの収集は行政の義務ではないかと、そういった中で行政の立ち位置ということでの確認ということでご質問いただきました。おっしゃる通り、これは法律でも市町村はそういった住民から出ますごみの処理の義務を負っております。その義務の履行の方法というのが、市町村がそれぞれごみの処理計画、分別計画を策定いたしまして、その計画に沿って処理を行っていくと、こういった内容となっております。今回私どもの資源の回収方法を公共回収から集団回収へと移行してはかがかと、そういった内容でのご審議をいただいているところなのですが、もし集団回収に全面移行した場合にはつきましても、その旨を市町村が設定をします処理計画に適切に位置付けをすることで、私どもの行政の作った計画の元、こういったことが行われておると、こういった内容で市町村の義務を履行できるものと考えておりますので、ご理解いただきますよう宜しくお願いします。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none">・ありがとうございます。ただ今までに資料2の方のご意見が若干入ってきてございますので、それでは意見の方も出尽くしたように感じますので、ここで、資源集団回収に移行するスケジュールについて皆様にお諮りしたいと思います。・資源集団回収に移行するスケジュールについては、事務局案の通り、平成34年度まで実証実験を行うとともにその結果をとりまとめ、構成市町へと引き継ぐという形でよろしいでしょうか。
--	--	--

		<p>—異議なしの声あり—</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none">・異議なしというお声ですので、資源集団回収に移行するスケジュールについては、平成34年度まで実証実験を行うとともにその結果をとりまとめ、構成市町へと引き継ぐという形を取るということで意見を集約いたします。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none">・それではここで10分程度休憩をしたいと思います。10時15分になりましたら再開したいと思いますので、宜しくお願いします。休憩に入ります。 <p>休 憩 午前10時05分</p> <p>再 開 午前10時15分</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none">・それでは再開いたします。・引き続きまして、資料2にあります報償金の単価の意見交換に入ります。このことについて、意見のある方は発言をお願いいたします。また、資料に関する事務局への質問についてもお受けいたしますので、どうぞ宜しくお願いいたします。 <p>(小山委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・久喜宮代の7円というのは、どのような経緯で7円になったのでしょうか。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none">・当組合の報償金単価7円の根拠はというご質問であったと思います。こちらの報償金の単価なのですが、ほぼ20年近く変動はしておりません。その時に以前定かではないのですが、7円の以前は報償金単価は今よりも安かったと聞いております。それで7円に上げた、そういった話を聞いてはおります。ただ、7円にした明確な根拠や試算等につきましては、私どもも正直申しまして存じてはいないのです。ただ、実際に他の
--	--	--

		<p>市町村につきましても何かしらの根拠があって決まっていると、そういったこともあるのかなと思います。全国的に見ますと、報償金、このような形で資源集団回収の報償金制度を設けている自治体は数多くありますけれども、どちらかという金額も縮小傾向にある。必ずしも増えていく傾向にはない。そのような形では私どももとらえてはおります。</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none">・ありがとうございます。・なお、審議の方は11時頃を目安に考えておりますので、どうぞ活発なご意見・ご質問をお願いします。 <p>(雨宮委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・この7円というのにつきましては、前回の委員会で配られた資料の中で、回収団体のデメリットとして、報償金単価の見直しにより減額となる可能性があるというように事務局案で書かれておりました。その意味についてご説明を加えていただきたいというのが一つと、以前の委員会で、全面的に集団回収に移行した時に経済的に現状と比べてどうかという比較をされたと思っております。ですからこの7円というのをもし維持した場合に経済的に、つまり税金として負担が多くなるのか減るのか。やっぱり負担が減らないとおかしいと思うのですね。そういう意味でこの7円の位置付けが今後見直される必要があるのではないかというのが思うところでございます。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none">・雨宮委員の方から、資源集団回収団体の報償金を下げたときのデメリット及び1キログラムあたり7円で維持した場合の経費の関係でご質問がございました。・まず先に経費の試算の方からお話しさせていただきたいと思います。・こちらの方につきましては、第4回審議会の資料4というところで試算の方を行ってございます。ただ、資料4のところでは試算したのは、現行の制度のまま資源集団回収100%に移行した場合、7円の時にどのような金額になるかという内容でございました。今回そちらの方に
--	--	---

		<p>さらに集団回収を行う業者の方に新座市と同じ金額、紙類がキロ1円、布類がキロ4円、こちらの方を加えてどのようになるかということを一応試算させていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none">・こちらの方、まず平成26年度の公共回収及び資源集団回収の方で支出した金額が9190万3706円、こちらの方が資料4の方に書いてございます。これを資源集団回収に100%移行した場合の経費で、報償金単価7円、さらに回収業者への助成金として紙類1円、布類4円で支出するとして計算いたしますと、7659万24円ということになりまして、現行と比べまして1531万3682円、16.7%の削減が7円で維持した場合でも図られるというような試算をさせていただいてございます。・一方の、資源集団回収団体のデメリットの関係でございますが、報償金の単価を引き下げることによって、各団体の直接の収入が減となることは当然のことと考えてございます。その影響について、実は平成27年度の私が私どもの方の資源集団回収の団体の再登録の時期で、その時に決算書の方を出していただいております。こちらの方の決算書の方で、歳入に係る資源集団回収報償金の占める割合を試算させていただきました。ただこちらの方のデータにつきましては、PTAや自治会等の一部については特別会計ということで一般会計とは別に出してきていて歳入全体が不明の所が多かった為、そういった団体については除外したデータになるのですけれども、おおよそ現行資源集団回収をやられている団体の中で私どもの資源集団回収報償金の歳入に占める割合は、平均で13.1%となっております。・ただ、傾向といたしましては、団体の会員数が多く、会員から会費を徴収している団体につきましては報償金の占める割合が小さくなっておりまして、区や自治会として活動されている団体につきましては、大体歳入に占める割合は10%未満となっております。・一方、そもそもの会員数が少ない小規模の団体や会員から会費を徴収していないような団体というのがございます。小規模な団体でいいますと子供会や老人会、会費を徴収していないような団体ではコミュニティ協議会等は住民から会費は徴収していないところもございま
--	--	---

		<p>す。そういったところが当てはまるのですけれども、そうした団体では報償金の占める割合が大きくなっているところ。そうした団体では概ね10%から20%台私どもの報償金の方が占めておまして、一番大きなところだと80%というようなところがございました。</p> <ul style="list-style-type: none">・こうしてみますと、単価を引き下げますと、より大きな影響を受けるのは子供会ですとか老人会、コミュニティ協議会といった団体になると考えております。例えば7円を4円とすると約半額ですので、20%を占めている所は10%になってしまうということになりますと大体ご想像できると思うのですが、事業の方に支障をきたしてしまう可能性が出てくるといったところがデメリットであると考えております。以上でございます。 <p>(雨宮委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・ご説明ありがとうございました。費用的に17%近く減額できるというお話があったので、ひとつ安心したところではあります。・それでこの7円を今後新しく集団回収をする所も含めて統一していくのか。それとも新しく参加するところはもう少し低くても良いのではないかという話もあったように思うのですけれども、そういう差があると過去されてきている団体と新規で作られる団体とでその差がずっと残ってしまうという問題もあるかと思しますので、金額はどうあれ全区で統一するべきものであるというように考えます。・それと将来的に、先ほどのお話で20年近く変動なしと言われておりますけれども、今後将来歳入の状況も含めて報償金の単価は固定されていくのではなく、もう少し変えられるような柔軟性のある仕組みにしておいた方が良いのではないかというご提案です。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none">・ただ今雨宮委員からご指摘をいただきました。特に今回の資源集団回収への移行という議題なのですけれども、今資源集団回収を既にやられている団体、これは行政回収が根底にあってその上に上乘せをして自分達の活動ということで、プラスアルファで行政回収があることを
--	--	---

		<p>前提にやられていると思います。ただ、私達が今こちらで皆様方と一緒に考えていただいているのは、行政回収が無くなる、全面的に移行する、これがベースになってきますので、はたしてその時に今のような報償金額の設定、もし同じ金額、場合によっては差をつけることで公共回収が無くなる代わりに集団回収を充実させると、そういった形で移行がスムーズに進むにはどういう考え方があるのかなといったところで、この金額につきましても報償金額を今一度考える、そういった形で大きな方向性を作るにあたってはそういった費用対効果も考慮に入れるとそれが一つ進んでいくのかなと。それも一つの方法であろうと考えているところでございます。</p> <ul style="list-style-type: none">・また、私の方で先ほど20年近く報償金の単価が見直しがされておらないというお話をさせていただきました。資料の方を確認させていただきますと、久喜宮代清掃センターに限ってのお話なのですが、資源集団回収報償金の制度が平成2年に開始をしておりました。その当時はキロあたり5円でした。その後、平成7年にキロあたり7円と見直しがされたところでございます。以降20年あまりにわたりまして金額の見直しはなされておらないのが現状でございます。両宮委員のご指摘いただいた通り、こちら行政の支出という形で20年以上据え置きさせていただいているのですが、ただその私どもの周りの社会状況等で、物価の動き、社会情勢の変化、そういったことも当然ながら考慮に入れての単価設定というのは、非常に必然的なことなのかなと考えております。他の自治体におきまして、そういった市況等を反映しながらということも取り入れていらっしゃる自治体もあるようでございます。こちらの単価につきましても、いずれの方法を採るか、これは今後のお話になってくるのですけれども、ご指摘いただいたある程度柔軟性を持たせた金額の設定もしくはもう少し細やかな見直し、そういった面も含めて社会情勢と整うような形での単価の設定というのは今後考える必要があるかと考えております。 <p>(佐々委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・今の関連でございます。いつの時もそうですけど、時代や社会状況は年々変わっております。時代が変われば生
--	--	---

		<p>活周辺全般に変えざるを得ない。そのことについて、行政は早くそれに気づき、私達もそれを見極めていかなければいけないと思います。従って、状況は変われば色々な面で見直しを嫌でもせざるを得ない。従ってこの報償金の単価についても今7円で上の方です。しかしこれはあくまでもここに出ているのは参考でありまして、もちろんある意味では出す方は低い方が良いので、極端には変えられないと思いますので、この回収団体、先進の街づくりをしていくうえでは、今ここで安いから1円にしようとか半分にしようとか、この辺は非常に慎重に考えていただければと思います。いずれにしても、色々な側面から見て、広域性あるいは費用対効果、そんなことも考えながら、現時点で理想の状況を、じゃあ理想とは何かと言われるとなかなか難しいのですけれども、最良の判断をしていただくと。たまたまそのことについての今様々な課題ということで協議しているところでございますので、ひとつ皆様方に良い方向でまとめていただきたいということをお願いしまして終わらせていただきます。</p> <p>(染谷委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長会の方から来ているので、集団回収をやるとなったら引き受ける方ということで発言させていただきます。 ・さきほどご説明で、現行方式で全部やるのよりも全部集団回収になって7円の報償金を払っても1,500万円くらいは残りますよというお話がございました。ということだと、なるべく早く100%でやるんだということだと、現行の7円の他に2年か3年初期の取り組みのご褒美として上乘せか何かをぜひやっていただけたらというのが希望です。組合にどうしても手残りでこのくらい残したいんだという理屈が無ければ、今やっているお金を最初の取り組みで頑張ってもらうために7円に上乘せしますよと、ただしこれは2年ないし3年ですと、その後は今と同じ7円でぜひご協力くださいと、それで集団回収のメリットというのは、地区が一生懸命取り組むようになれば、生ごみと一緒に入っている混入の資源も少しは減ってくるでしょう。そっちのプラスのメリットも多分出てくると思うので、もし本気で100%集団回収でやっていきたいということだと、少し人參
--	--	--

		<p>が欲しいかなと思います。宜しくお願いします。</p> <p>(久保委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・今の意見に反論するようで申し訳ないのですが、第3回の審議会で、今までの意見だと7円にこだわっているように受け取れたのですが、第3回の時に現行7円ありきではなくて検討の事項と、その時にキロあたりを累進制にして回収量の増大を促進するというような要素もあるというのが過去にあり、もう一回今度は第5回の審議会で、報償金が7円出るからではなくて資源回収の意識向上でその労力に対する対価という意味というような意見が私にはあるので、プラスアルファという考えは私には無かったので、おやっと思ったのでこのような事を言わせていただきます。差しさわりあるかもしれませんがお許してください。以上です。 <p>(貞方委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・これも質問なのですが、もちろん報償金の単価あるいは計算する方式をこの審議会の答申を尊重していただくとするのですが、最終的にはどこが決める権限があると、法律あるいは条令で決まっているのでしょうか。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none">・今貞方委員の方からお話がありました。現在のところ報償金の単価については私どもの資源集団回収の要綱の方で決まっております。ですので平成34年度までは久喜宮代衛生組合に権限がございます。ですが平成35年度以降は、資源集団回収事業についても当然久喜市・宮代町の方に引き継がれますので、構成市町の久喜市・宮代町の方に権限は移ります。宜しくお願いします。 <p>(貞方委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・この場合、例えば市で決める場合には、市の当局は議会に諮るのでしょうか。それとも行政当局が決められるのでしょうか。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none">・貞方委員のご質問のお答えさせていただきます。実際の
--	--	---

実施にあたっての手続きのお話なのですが、今回、審議会で皆様にご審議をいただいています。答申を我々事務局の方でいただくこととなります。答申をいただきました事務局の方で具体的なやり方を揉まさせていただきます。答申を尊重させていただきながら私ども事務局の方で方式等は最終的に決定させていただく形となります。その後、こちらの集団回収の関係につきましては、組合では条例、規則そして要綱という例規のカテゴリーがあるのですが、こちらの要綱で私どもの集団回収の関係の取り決まりがなっておりますので、そちらの要綱に反映をさせていただく形となります。ちなみに、この要綱というのは、特段議会等にかかる必要がない類の例規でございます。ただ、実際にそちらの取り決めに基づきまして予算措置等をさせていただくこととなります。私どもの議会の方で予算については議決の対象となっておりますので、そういった中で議員の方からこちらの決まった事項等につきましてのご質問等をお受けするような形で議会でも予算から制度を含めての討議がなされていくことになろうと考えております。

(貞方委員)

- ・分かりました。

(築井山委員)

- ・重複する部分は許していただきたいのですが、やはり公共から集団回収に移るよということで、縷々市町村の固有の事務であったということから、なかなかごみにはお金がかかるからということで住民の協力を促していこうということなのですね。それでややもすると報償金の上乗せ云々という話がありますが、本来は我々住民の方が積極的に協力をしていかなければいけないという位置にいるということもある面では冷静に受け止めなければいけないのではないかなと。ただ、報償金があるからより厳密に住民の協力を促してやるのだと、それは一つの手法なのかもわかりません。そこで、今まではPTAだとか婦人会だとか、そういったより団体の方にひとつのコミュニティや何かを促し、そしてその人達に報償金を出していこうというような形が今までのこうい

		<p>った資源回収のスタートであったように私は記憶しております。それで当然ごみが増えてしまって処理が大変だと、この辺で使える物は積極的にひとつの回収に移らなければいけないよということで、ひとつの有価物という形の中での分別ということになされてきたのかなと思います。そしてこの委員会の中でも当初、資源回収をせずに処理の方でやった場合、トンあたりの単価はどうかというような議論もあったように記憶しております。その際にはトンあたり18,000円くらい処理費にかかっているよと。ところが資源回収ですとトンあたり10,000円くらいの額となるよというようなのが過去4回か何かの時に議論がされたように記憶しております。</p> <p>・そこで私が言いたいことは、先ほど事務局の方からもお話がありましたように、報償金という形については世の中の流れによって、それに順応していかなければある面ではいけないのかなというように思うのですよ。というのは、かつて新聞回収や何かと資源回収でやっておりながら、新聞回収ができなくなってしまったのですよ。ところが、その人達を擁護するということで行政側の方から逆に業者にお金を出してやったことが、確か米騒動だ何だかんだあった昭和50年前後だったか、1975年くらいの当時だったと思います。その時は行政側が逆にキロ10円くらい出してやってくださいよと。それは処理するより安いからというような背景もあったこともありました。そこで私が言いたいことは、一つの時代のニーズに従っていきたいと。それでたまたま久喜宮代ということで7円という形のひとつの報償制度があると。ところが隣の白岡では1円であると。1円対7円ですと7倍の差があります。そうすると、白岡で出すよりは久喜宮代でごみを出してしまった方がいいなということで、こちらの方に寄ってきてしまうのですよ。そうすると逆に出費になるのですよ。その辺の監視というか眼というか、何かをしないといかがなものかなというように感じておりました。もう少し具体的に申しあげますと、事務局の方から日高市の10円から白岡市まで52団体がセレクトされておりますけれども、これを一人あたりもしくは年間あたりの住民一人あたりの重量に切り替えると、おそらく白岡市の方が一番低いと思うのです</p>
--	--	---

		<p>よ。それがなぜかという焼却されてしまっているのか、それとも他市町村の方に持ち込みされてしまっているのかというような分類、そういったこともできるのです。ですから、ある面ではこういった単価表というものの中身の状況がどういったところにあるかという視点を厳密に掴む必要があるのかなというような感じもいたしました。</p> <ul style="list-style-type: none">・いずれにいたしましても、事務局の方でこれから資源回収なり集団回収するについても、回収する方が高齢者で人員不足になってしまってからこの辺の単価は保証しなければいけないよというようなことなのですけれども、一つにはそういう経済効果と言われるような、高齢者だろうが若い人だろうが何人でも働き手はいるのですね。ですからそれはないのかなというような感じはしております。以上です。 <p>(名合委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・今審議している中で、前回もそうだったのですが、いわゆる全面移行した場合は新座市方式に移行しながら新しい久喜宮代の最良の方式を求めるということなのですが、この中で登録業者の意見は全然入っていないのか、デメリットとかメリットでは入ってきていますけれども、今後全面移行する場合に、例えば市況の変動だとか、登録業者の負担増というのですか、登録業者の方が事務量の負担だとかそういうのが色々出てくるのではないかなと。「いや、そのようなことやってられないよ」というような状況になった場合もあったと思うのですね。ですから、登録業者を抜きにして今審議しているのですけれども、この辺をどう事務局の方で対応されているのかということなのですが。先ほどスケジュール案では、まだ答申が出ていないので平成29年度からということで、そういうようなモデル地区を選定するわけなのですけれども、当然その段階では登録業者の方にもお話があると思うのですけれども、今現在私達が審議している中では登録業者さんの話とかそういうのはどうなっているのか見えないのですが、どうなっているのでしょうか。 <p>(赤羽減量推進係長)</p>
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・今名合委員からお話がありました登録業者の関係はどうなっているのかというようなことでございます。実際の所、今の所事務局では登録業者個々への聞き取りは行っておりません。こちらの方の審議会の方でどのような答申がなされるか決定してから動く予定でございます。今のうちからそういったことをお話しして期待させる等々がございますと色々と困る事もあると思います。 ・ただひとつ言えることは、登録業者ができるできないにつきましては、その会社の規模もございまして、あとはモデル地区がどこらへんに出来るかとかそこら辺のことも関わってくると思います。あくまでその地区を集めるに足る車と人員を配置できて、さらになおかつコストとして業が成り立つか、そういったことを判断して行くと思いますので、こちらの方で大体の形も決まらずにほわっとした形でできるできないというような話ですと、向こうとしてもあまりにも曖昧すぎてできるかできないか言えないというような形になってしまうと思われるので、現在の所は聞いていないというような形でございます。 <p>(名合委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうすると、29年度の実施、これに基づいてということになるわけですね。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのように考えております。 <p>(見山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先程から報償金の関係の意見が色々出ているのですけれども、まずもってやはり目的というのは報償金も大事なのですけれどもごみの減量化、いわゆるこれが可燃ごみに回ってしまえば結局焼却炉で燃やされる、それから焼却灰となって最終処分場への、これも民間委託だと思うのですけれども、そういった部分での負担増となるということになってくると思うので、まずもってやはりこのモデル地区を有効に使いながら、回収量が公共回収でやった時との比較がどうなのか、そういった部分もよく吟味しながら進めていただければなと思っております。 ・私は協同組合の人間なので、数字のデータを計ったとこ
--	--	---

ろ、平成27年の4月に対して平成28年の4月で久喜宮代地区の古紙類の収集量が大幅に減っているというデータが入ってきました。これは収集回数が減ったという部分において、これはまさしく盗難かまたは意識のない住民の方々が可燃ごみの方に回してしまった結果なのだろうということで、回収が変わっただけで回収量が減ってくるのが現状という結果になっております。そういった部分もモデル地区を有効に使いながら、回収量の推移というのをよく見計らいながらやらないと、目先のお金も大事だと思うのですけれども、まずは回収量、そして行政が求めているものはごみの減量化が一番ということだと思います。そういったものも良くしていければと思っております。以上です。

(高柳会長)

- ・他にございますか。

—意見なし—

(高柳会長)

- ・それでは皆様方のご意見を色々お聞きしていますと、「単価については、社会情勢に基づきまして柔軟に設定していく」というような感じの文言にしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

—「異議なし」の声あり—

(高柳会長)

- ・それでは、報償金の単価については今申し上げたようなことで意見を集約いたします。

(高柳会長)

- ・それでは、本日の審議についてはここまでとさせていただきますが、ここで一つ皆様にご確認したいことがございます。
- ・本日までの審議で、管理者への答申に盛り込むべき事項についてはあらかじめ審議されたものと考えておりますが、皆様の中で、この他に審議を行うべき事項があるのだというご意見はありますか。

	<p>6. その他</p>	<p>—意見なし—</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、管理者への答申につきましては、本日までの審議事項を踏まえた上で、事務局で答申案を作成していただき、次回審議会で皆様方にお示しさせていただきたいと思います。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、次第の6番、「その他」に入らせていただきます。 ・それでは事務局から連絡事項について説明をお願いいたします。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <p>■次回の開催日について</p> <p>平成28年7月26日(火) 午前9時から 久喜宮代清掃センター 大会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項 資源物の回収(集団回収と公共回収)のあり方について」の意見交換 ・ノーレジ袋キャンペーン標語の選考・決定 <p>■ノーレジ袋キャンペーン標語の選考方法</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ今事務局から次回の日程について説明がございました。次回は7月26日(火)の午前9時から、会場は久喜宮代清掃センターで開催させていただきます。 ・また、ノーレジ袋キャンペーン標語について、7月上旬に事務局から応募標語一覧を郵送するので、7月中旬までに選考の上回答をお願いしたいとのことでございます。皆様のご協力をお願いいたします。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の皆様で何か他にございましょうか。 <p>—なし—</p> <p>(高柳会長)</p>
<p>10:57</p>	<p>7. 閉会</p>	

		<ul style="list-style-type: none">・それでは以上で本日の審議会は終了といたします。皆様ご協力ありがとうございました。
--	--	---